

施策 II-2-6	生活援護の確保
--------------	---------

### 目 的

経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

### 現 状 と 課 題

県内における景気の状態などを反映し、生活保護率は増加傾向にあり、生活保護の新規開始件数も年間520件を超える状況にあります。

生活保護受給世帯のうち要援護世帯（高齢者世帯、傷病障害者世帯、母子世帯）が平成18年度において86.0%を占めており、今後も、雇用情勢が低迷している中、受給世帯が増加するものと考えられます。

こうしたことから、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じ、必要な人に必要な生活保護の適用を行うほか、生活福祉資金貸付制度の利用により、世帯の自立と生活の安定が図られるよう、引き続き支援していく必要があります。

また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。

### 取 組 み の 方 向

生活保護の適用が必要な人（世帯）に、必要な保護、適切な自立支援を実施するとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制を強化します。

福祉事務所が設置される町村に対して、生活保護が適切に実施されるよう支援します。低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等を対象とする生活福祉資金貸付制度について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。

旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。

### 成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
経済的に自立できた世帯の割合	7.2%		7.9%

生活保護受給世帯のうち、収入増により自立した世帯の割合です。平成 15 年度並の自立を目指します。

## 目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
生活保護費の給付事業 〔担当課〕地域福祉課	経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活保障とその自立を支援します。
旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕高齢者福祉課	旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者遺族等並びに中国残留邦人等未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。